

雇用促進計画を提出された 事業主の皆様へ

達成状況の確認はお早めに！！

雇用促進税制の適用を受けるためには、**事業年度終了の翌日から2ヵ月以内**（個人事業主は3月15日まで）に、ご提出いただいた「雇用促進計画－1」の原本に達成状況を記載し、納税地管轄のハローワークに確認を求め、税務署に申告する必要があります。
達成状況の内容確認と返送は、**2週間程度**（4月、5月に受けたものは**1ヵ月程度**）かかりますので、**事業年度終了後速やかに**ご提出ください。

提出書類

- 「雇用促進計画－1」
事業年度開始時にご提出いただいた雇用促進計画－1に達成状況（**⑩欄以降**）を記載してご提出ください。
※税務申告予定日が決まっている場合、上部余白に予定日をご記入ください。

添付書類

- 「兼務役員等についての報告」
任意の様式※に、必要項目を記入しご添付ください。 ※任意様式は和歌山労働局HPをご参照ください。
<http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
- 「返信用封筒（**簡易書留の所要額の切手を貼付**）」
雇用促進計画の達成状況は、お預かりした後、確認の上ご返送いたします。

※計画期間中に企業組織再編を行った場合は「雇用促進計画－3」もご添付ください。

達成状況の確認については、雇用保険申請データをもとに確認いたしますので、計画期間中の資格取得、資格喪失の届出は、達成状況の確認を求める以前に済ませてください。
※返送後、再確認は行えませんのでご注意ください。



和歌山労働局職業安定部職業安定課
公共職業安定所（ハローワーク）